

各種手数料の減免措置

⑤その他手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
5-1	長期優良住宅建築等計画の認定申請等手数料の減免	被災者に対して、長期優良住宅建築等計画の認定等を申請する場合の手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 住宅室	059-224-2720
5-2	自動車保管場所証明書・標章交付申請手数料の減免	被災により新たに自動車保管場所を確保する際に必要とする自動車保管場所証明書・標章交付申請に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年3月30日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
5-3	道路使用許可申請手数料の減免	被災により住宅建築等を行う際に必要とする道路使用許可申請にかかる手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年8月31日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
5-4	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料の減免	被災により歯科技工士免許の申請に歯科技工士国家試験合格証明書の添付を要する場合の同証明書の交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2294
5-5	保健所手数料条例に基づく文書手数料の減免	被災により再発行のできない文書（営業許可書等）を紛失し、保健所から証明書の交付を受ける際の手数料を半額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康福祉総務室	059-224-2238
5-6	飼養返還手数料の減免	災害救助法適用地域内で飼養していた犬または猫で、被災により逸走したと認められる犬または猫を返還する場合の手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 業務食品室	059-224-2343